

<p>&lt;御意見等&gt; P. 2 図に、図番号とタイトルを記載すべきでは？</p>	<p>&lt;対 応&gt; 図番号とタイトルを記載</p>
<p style="text-align: center;">修正前</p>	<p style="text-align: center;">修正後</p>
<p>本計画は、中間目標年次である平成 27 年度における計画の点検、見直し、評価を踏まえ、以下の手順に沿って改訂を行います。</p>	<p>本計画は、中間目標年次である平成 27 年度における計画の点検、見直し、評価を踏まえ、以下の手順に沿って改訂を行います。</p>

図 1-1-1 計画改訂の手順

<御意見等>

P. 3 図に、図番号とタイトルを記載すべきでは？

修正前

第2章 地域特性等の概要

1. 自然環境

1) 位置・面積

本市は、滋賀県の南東部に位置し、日本最大の淡水湖である琵琶湖に面しており、京阪神大都市圏に含まれて大阪から約60km、京都から約20km、名古屋から約90kmの距離にあります。市域は、南北約13.2km、東西約10.9kmで、大津市、栗東市、守山市に接して総面積は67.82km<sup>2</sup>（うち琵琶湖面積19.17km<sup>2</sup>を含む）となっています。

天井川として全国的に有名であった旧草津川が市域の中央を縦断し、湖岸から田園地・市街地へと平地が広がって、東南部の丘陵地へとなだらかに続く地形であり、その先には湖南アルプスの山並みがあります。

また、JR東海道本線（琵琶湖線）、新幹線、名神高速道路、新名神高速道路、国道1号の国土主要幹線が市域を通っています。



<対応>

図番号とタイトルを記載。それに伴い、以降の図の番号を繰り下げる。(例：図2-1-2 ⇒ 図2-1-2)

修正後

第2章 地域特性等の概要

1. 自然環境

1) 位置・面積

本市は、滋賀県の南東部に位置し、日本最大の淡水湖である琵琶湖に面しており、京阪神大都市圏に含まれて大阪から約60km、京都から約20km、名古屋から約90kmの距離にあります。市域は、南北約13.2km、東西約10.9kmで、大津市、栗東市、守山市に接して総面積は67.82km<sup>2</sup>（うち琵琶湖面積19.17km<sup>2</sup>を含む）となっています。

天井川として全国的に有名であった旧草津川が市域の中央を縦断し、湖岸から田園地・市街地へと平地が広がって、東南部の丘陵地へとなだらかに続く地形であり、その先には湖南アルプスの山並みがあります。

また、JR東海道本線（琵琶湖線）、新幹線、名神高速道路、新名神高速道路、国道1号の国土主要幹線が市域を通っています。



図2-1-1 草津市の位置

<御意見等>

P. 9～10 表 3-1-1 について、基本計画全体の用語統一という意味で、下記のように修正されては？

家庭系一般廃棄物 ⇒ 家庭系ごみ

事業系一般廃棄物 ⇒ 事業系ごみ

修正前

表 3-1-1 現在の分別区分

家庭系一般廃棄物

種類	品目
焼却ごみ類	台所ごみ（残飯等）、紙、木、竹、衣類、ゴム製品など
プラスチック製容器類	プラスチック製容器、シャンプー容器、レジ袋など
ペットボトル類	水・茶・清涼飲料水のペットボトル
空き缶類	空き缶、缶詰の缶、スプレアの缶など
飲・食料用ガラスびん類	食品用のガラスびん、内服用の薬品びん
破碎ごみ類	炊飯器、ポット、電話機、安全かみそり、鍋、フライパンなど
陶器・ガラス類	化粧品・薬品のびん、ガラス食器製品、電球など
古紙類	新聞、雑誌、雑紙、段ボールなど
乾電池	乾電池
蛍光管	蛍光管
粗大ごみ	タンス、ベッド、自転車、布団など

事業系一般廃棄物

種類	品目
焼却ごみ類	厨芥類（生ごみ）、紙くずなど
粗大ごみ	可燃系の粗大ごみ

注： 事業活動で発生する古紙類については、市の処理施設以外でのリサイクル処理を案内しています。

また、事業活動で発生するプラスチック製容器類、ペットボトル類、空き缶類、飲・食料用ガラスびん類、破碎ごみ類、陶器・ガラス類、乾電池、蛍光管については産業廃棄物に該当し、市の処理施設では受け入れていません。

<対応>

文言を修正

修正後

表 3-1-1 現在の分別区分

家庭系ごみ

種類	品目
焼却ごみ類	台所ごみ（残飯等）、紙、木、竹、衣類、ゴム製品など
プラスチック製容器類	プラスチック製容器、シャンプー容器、レジ袋など
ペットボトル類	水・茶・清涼飲料水のペットボトル
空き缶類	空き缶、缶詰の缶、スプレアの缶など
飲・食料用ガラスびん類	食品用のガラスびん、内服用の薬品びん
破碎ごみ類	炊飯器、ポット、電話機、安全かみそり、鍋、フライパンなど
陶器・ガラス類	化粧品・薬品のびん、ガラス食器製品、電球など
古紙類	新聞、雑誌、雑紙、段ボールなど
乾電池	乾電池
蛍光管	蛍光管
粗大ごみ	タンス、ベッド、自転車、布団など

事業系ごみ

種類	品目
焼却ごみ類	厨芥類（生ごみ）、紙くずなど
粗大ごみ	可燃系の粗大ごみ

注： 事業活動で発生する古紙類については、市の処理施設以外でのリサイクル処理を案内しています。

また、事業活動で発生するプラスチック製容器類、ペットボトル類、空き缶類、飲・食料用ガラスびん類、破碎ごみ類、陶器・ガラス類、乾電池、蛍光管については産業廃棄物に該当し、市の処理施設では受け入れていません。

<p>&lt;御意見等&gt; P. 14 基本計画全体の用語統一という意味で、下記のように修正されては？ 家庭系の生活ごみ ⇒ 生活に伴って排出される家庭系ごみ</p>	<p>&lt;対 応&gt; 文言を修正</p>
<p style="text-align: center;">修 正 前</p>	<p style="text-align: center;">修 正 後</p>
<p>3) 家庭系ごみと事業系ごみの割合</p> <p>一般廃棄物は、<u>家庭系の生活ごみ</u>と事業活動に伴って排出される事業系ごみに分かれており、平成 25 年度の全国の平均では、事業系ごみ約 31%に対して家庭系ごみが約 69%の割合となっていますが、本市では事業系ごみの占める割合が高く、平成 26 年度で事業系ごみ約 36%に対して家庭系ごみは約 64%となっています。</p>	<p>3) 家庭系ごみと事業系ごみの割合</p> <p>一般廃棄物は、<u>生活に伴って排出される家庭系ごみ</u>と事業活動に伴って排出される事業系ごみに分かれており、平成 25 年度の全国の平均では、事業系ごみ約 31%に対して家庭系ごみが約 69%の割合となっていますが、本市では事業系ごみの占める割合が高く、平成 26 年度で事業系ごみ約 36%に対して家庭系ごみは約 64%となっています。</p>

<p>&lt;御意見等&gt; P. 17 「資源化量」と「資源ごみの量」とは異なることを、下記のように明記しては？</p>	<p>&lt;対 応&gt; 文言を追加</p>
<p style="text-align: center;">修 正 前</p>	<p style="text-align: center;">修 正 後</p>
<p>3. ごみの減量化・資源化の実績</p> <p>1) ごみの資源化</p> <p>本市のごみの資源化量とリサイクル率の推移は表 3-1-3 に示すとおりです。 古紙（新聞・広告、段ボール、雑誌・雑紙）については、平成 23 年度から行政回収を実施し、資源化しています。</p>	<p>3. ごみの減量化・資源化の実績</p> <p>1) ごみの資源化</p> <p>本市のごみの資源化量とリサイクル率の推移は表 3-1-3 に示すとおりです。<u>なお、</u> <u>図 3-1-9 に示すように、資源化量とは、「資源ごみの量」から「各処理施設から発生する異物等の量」を差し引いたものです。</u> 古紙（新聞・広告、段ボール、雑誌・雑紙）については、平成 23 年度から行政回収を実施し、資源化しています。</p>

3 その他 修正した箇所

＜修正理由＞								＜対 応＞							
P. 33 表 3-3-2 について、H28年度の人口の記載誤り								数値の修正							
修 正 前								修 正 後							
年度	H20	H22	H26	H28	H30	H33	指数 H33/H20	年度	H20	H22	H26	H28	H30	H33	指数 H33/H20
人口	119,123 人	122,423 人	128,603 人	<u>128,603 人</u>	131,727 人	133,912 人	112.4	人口	119,123 人	122,423 人	128,603 人	<u>130,085 人</u>	131,727 人	133,912 人	112.4
家庭系ごみ	24,926 t	25,002 t	24,333 t	24,452 t	24,629 t	24,907 t	99.9	家庭系ごみ	24,926 t	25,002 t	24,333 t	24,452 t	24,629 t	24,907 t	99.9
*事業系ごみ	15,475 t	14,861 t	13,876 t	13,871 t	13,867 t	13,860 t	89.6	*事業系ごみ	15,475 t	14,861 t	13,876 t	13,871 t	13,867 t	13,860 t	89.6
集団回収	3,981 t	4,089 t	4,366 t	4,561 t	4,795 t	5,234 t	131.5	集団回収	3,981 t	4,089 t	4,366 t	4,561 t	4,795 t	5,234 t	131.5
合計	44,382 t	43,952 t	42,576 t	42,884 t	43,291 t	44,001 t	99.1	合計	44,382 t	43,952 t	42,576 t	42,884 t	43,291 t	44,001 t	99.1
指数 (対 H20)	100	99.0	95.9	96.6	97.5	99.1	—	指数 (対 H20)	100	99.0	95.9	96.6	97.5	99.1	—
※市町村協議を経たごみ量は含まず。								※市町村協議を経たごみ量は含まず。							

<p>&lt;修正理由&gt; P. 41～42 「1）家庭系ごみの発生抑制・減量化・資源化施策」の「③資源化施策」の内容の修正が必要</p>	<p>&lt;対 応&gt; 「③資源化施策」の内容を修正</p>
<p>修 正 前</p>	<p>修 正 後</p>
<p>1) 家庭系ごみの発生抑制・減量化・資源化施策</p> <p>①発生抑制施策 (略)</p> <p>②減量化(排出抑制) 施策 (略)</p> <p>③資源化施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○資源物の集団回収の推進奨励(単価の引き上げ等)〔変更〕</li> <li>○資源物の集団回収における繊維類の回収促進〔追加〕</li> <li>○分別収集体制の見直しの実施(資源物収集の細分化、分別の徹底)</li> <li>○リサイクル推進員制度や分別指導協力員制度の導入の検討</li> <li>○ごみ出しの早朝分別指導の実施</li> <li>○ごみ処理施設の見学研修の実施</li> <li>○環境イベント等によるリサイクル意識向上の啓発</li> <li>○資源物拠点回収場所の拡充</li> <li>○剪定枝資源化システムの構築の検討(チップ化による堆肥化等)</li> <li>○雑紙保管袋の作成〔追加〕</li> <li>○スマートフォン用ごみ分別の無料アプリケーションの提供〔追加〕</li> </ul>	<p>1) 家庭系ごみの発生抑制・減量化・資源化施策</p> <p>①発生抑制施策 (略)</p> <p>②減量化(排出抑制) 施策 (略)</p> <p>③資源化施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○資源物の集団回収の推進奨励(単価引き上げ等の検討)〔変更〕</li> <li>○資源物の集団回収における繊維類の回収促進〔追加〕</li> <li>○分別収集体制の見直しの実施(資源物収集の細分化、分別の徹底)</li> <li>○リサイクル推進員制度や分別指導協力員制度の導入の検討</li> <li>○ごみ出しの早朝分別指導の実施</li> <li>○ごみ処理施設の見学研修の実施</li> <li>○環境イベント等によるリサイクル意識向上の啓発</li> <li>○資源物拠点回収場所の拡充</li> <li>○剪定枝資源化システムの構築の検討(チップ化による堆肥化等)</li> <li>○雑紙保管袋の検討〔追加〕</li> <li>○スマートフォン用ごみ分別の無料アプリケーション導入の検討〔追加〕</li> </ul>

<p>&lt;修正理由&gt; P. 42 「2) 事業系ごみの発生抑制・減量化・資源化施策」の「③減量化（排出規制）施策」と「④資源化施策」の内容の修正が必要</p>	<p>&lt;対応&gt; 「③減量化（排出規制）施策」と「④資源化施策」の内容を修正</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
<p>2) 事業系ごみの発生抑制・減量化・資源化施策</p> <p>①発生抑制施策 （略）</p> <p>②減量化（排出抑制）施策 （略）</p> <p>③減量化（排出規制）施策〔変更〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○分別区分体制の見直しの実施</li> <li>○プラスチックごみの適正処理の指導</li> <li>○クリーンセンターへの資源ごみ搬入制限の実施（古紙類等）</li> </ul> <p>④資源化施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等の促進〔変更〕</li> <li>○事業系ごみ袋の見直しの実施（可視化による分別の徹底）</li> <li>○クリーンセンターでのごみ搬入検査の強化（分別の徹底）</li> <li>○適正分別・減量化・資源化マニュアルの作成、配布</li> <li>○雑紙保管袋の作成〔追加〕</li> <li>○小規模事業者が排出する資源物を集団回収の対象に追加〔追加〕</li> </ul>	<p>2) 事業系ごみの発生抑制・減量化・資源化施策</p> <p>①発生抑制施策 （略）</p> <p>②減量化（排出抑制）施策 （略）</p> <p>③減量化（排出規制）施策〔変更〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○分別区分体制の見直しの実施</li> <li>○プラスチックごみの適正処理の指導</li> <li>○クリーンセンターへの資源ごみ搬入規制の厳格化（古紙類等）</li> </ul> <p>④資源化施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等の促進〔変更〕</li> <li>○事業系ごみ袋の見直しの実施（可視化による分別の徹底）</li> <li>○クリーンセンターでのごみ搬入検査の強化（分別の徹底）</li> <li>○適正分別・減量化・資源化マニュアルの作成、配布</li> <li>○雑紙保管袋の検討〔追加〕</li> <li>○小規模事業者が排出する資源物を集団回収の対象に追加〔追加〕</li> </ul>